

令和4年10月17日

青森労働局長  
高橋 洋 殿

青森地方最低賃金審議会  
会長 石岡 隆司

青森県特定（産業別）最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和4年9月16日付け青労発基0916第1号をもって貴職から諮問の  
あった標記について、慎重に審議を重ねた結果、別紙1～3のとおりの結論に達した  
ので答申する。

青森県鉄鋼業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

青森県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で鉄鋼業（高炉による製鉄業、表面処理鋼材製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であつて、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 958円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和4年12月21日

青森県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

青森県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（電球・電気照明器具製造業、医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業（電子計算機・同附属装置製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であつて、技能習得中のもの

(3) 部分品・機器等の組立て又は加工業務のうち、小型電動工具又は手工具を用いて行うかしめ、バリ取り、巻線、穴あけ、部分品の取付け又は小型機器の簡易な操作に主として従事する者

(4) 清掃、片付け、貯い、運搬又は警備の業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 888円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和4年12月21日

青森県自動車小売業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

青森県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く。以下同じ。）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後3月末満の者であつて、技能習得中のもの

(3) 清掃、片付け、洗車又は賄いの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 919円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和4年12月21日